

マイナンバー制度と個人情報保護

マイナンバーの
概要は7月号を
ご覧ください

マイナンバー制度が始まると、個人情報が漏れないか不安…
ということで、今号は個人情報保護についてお知らせします！
*ここでは、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を指します。

「マイナちゃん」
国のマイナンバー
広報キャラクター



1 個人情報の管理は大丈夫なの？

マイナンバーは、皆さんの利便性が高まる一方、情報の漏えいや不正利用があった場合の影響も大きくなる恐れがあります。

そこで、マイナンバーを安心・安全に使っていくために、制度面とシステム面から個人情報を保護する仕組みを整えています。

さまざまな対策をとって、
未然に情報漏えいを防ぎます！



○制度面では…

- ・番号利用法で定められたもの以外の収集・保管の禁止
- ・特定個人情報保護評価の義務付け
- ・マイナンバーの確認と本人確認の徹底
- ・法令違反に対する罰則の強化

など

○システム面では…

- ・情報は1カ所にまとめず、各機関ごとに管理
- ・情報連携の際、マイナンバーを直接使わない
- ・システムにアクセスできる人を制限

など

2 どの個人情報がマイナンバーと結びつくの？

住民情報や税情報、こども手当などの給付情報、被保険者資格情報などにマイナンバーが結びつくことになります。また、災害発生時には、被災者情報にマイナンバーが加えられ、各機関の情報が円滑に連携されます。

さらに、預貯金口座や予防接種履歴など医療分野でのマイナンバーの利用についても、慎重に検討されているところです。



いよいよ、10月に マイナンバーがお手元に届きます

10月より、市民の皆さんへマイナンバーをお知らせする、通知カードの発送が始まります。通知は住民票の住所に届きますので、今のお住まいと、住民票の住所が異なる方は、9月中に住所の変更手続きをお願いします。

**10月に送られる通知カードは
転送できません！**

現在、転送により、郵便物を受け取っている方は転送の解除や住所の変更など、ご対応をお願いします。

■ 問合せ＝行政経営課 ☎(20)3005



居所情報登録について

DVなどの被害者や震災避難者の方で、何らかの理由で住所を変更することができない方は、居所情報登録をお願いします。本来、通知カードは住民票の住所に送られますが、居所情報登録をいただきますと、現在お住まいの住所で通知カードを受け取れます。

- ＜対象者＞ DVなどの被害を受けている方
震災により避難している方
長期入院・入所が見込まれる方 など
- ＜登録期間＞ 8月24日(月)～9月25日(金)
- ＜登録方法＞ 所定の申請書により、住民票のある市区町村へ申請してください。

※詳しくはお問い合わせください

佐野総合窓口課 ☎(20)3016
田沼総合窓口課 ☎(61)1124
葛生総合窓口課 ☎(86)4713

次回は10月号で、個人番号カードについて掲載します。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ

・コールセンター(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

(日本語)

0570-20-0291

(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)

【受付時間】平日 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405 におかけください。

・マイナンバー制度ホームページ(内閣官房) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



臨時福祉給付金の受け付けを9月1日(火)から開始します

平成26年4月からの消費税引き上げに際し、所得の低い方々に及ぶ影響に配慮し、臨時福祉給付金を支給します。

受給には申請が必要になります。佐野市にお住まいの方で、支給の対象となる可能性がある方には、個別に、8月28日(金)付けで申請書などを郵便で発送しました(市民税課からのお知らせの中に同封しました)。お送りした通知をお読みいただいたうえ、期間内に申請書をご提出ください。

申請書をいただいたのち、内容を審査し、支給(不支給)の決定をし、通知します。

●申請について

支給対象となる可能性がある方には個別にお知らせを送付しました

▶申請期間＝9月1日(火)～12月1日(火)(3カ月間)

▶申請＝郵送または直接、ご案内した窓口へ

※窓口は混雑が予想され、長時間お待ちいただく場合があります。通知に同封した返信用封筒による郵送での申請にご協力をお願いします

※申請には本人確認書類の写しなどが必要になります。お送りしたご案内を確認して必ず必要書類を添付のうえご提出ください

※**審査の結果によっては不支給になる場合があります**

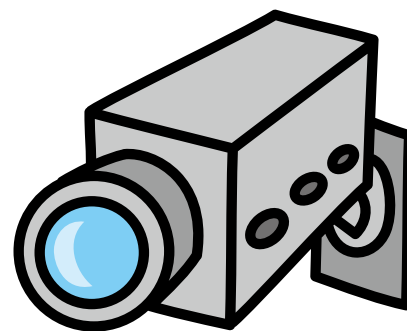
■問合せ＝社会福祉課(臨時福祉給付金専用ダイヤル) ☎(20)3030

不法投棄監視カメラを設置！

～不法投棄への監視強化～

市では不法投棄対策として、監視パトロール、不法投棄防止の啓発や関係機関との連携を行っていますが、山間部など人通りの少ない場所への悪質な不法投棄が後を絶ちません。

そこでさらなる不法投棄の監視強化のため、平成27年9月から移動式の不法投棄監視カメラを設置します。



○不法投棄は犯罪です！

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の違反行為となり、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊・公害問題につながる重大な犯罪です。これらを行った場合、5年以下の懲役若しくは1000万円(法人は3億円)以下の罰金又はこれらの併科に処せられます。

これまで市では、不法投棄物から投棄者を特定する証拠が発見された場合に随時警察に通報していましたが、今後は投棄者を特定する画像が撮影された場合にも通報します。

○不法投棄されにくい環境づくりを！

不法投棄は人通りの少ない場所や雑草が生い茂る場所などが狙われる傾向にあります。

不法投棄されたごみの投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりませんので、ごみを不法投棄されないように以下のポイントに注意しましょう。

- ①こまめに草刈りをし、見通しのきくきれいな状態にしておく。
- ②ごみを捨てられたら、そのまま放置せず、すぐ片付ける。
- ③柵をする、入口に鍵を設けるなど、侵入されにくい環境を作る。

■問合せ＝環境政策課 ☎(61)1155

